

長野県環境影響評価図書の公表等に関する規程

平成11年7月21日制定

平成21年6月17日改正

平成28年1月13日改正

平成28年9月1日改正

平成28年10月1日改正

令和3年1月25日改正

(趣旨)

第1 この規程は、長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号。以下「条例」という。）の規定に基づき、公表及び縦覧等に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この規程において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。

(1) 縦覧対象図書 配慮書（要約書を含む。）、方法書（要約書を含む。）、準備書（要約書を含む。）、評価書（要約書を含む。）及び事後調査報告書をいう。

(2) 環境影響評価図書 縦覧対象図書及び施工状況等報告書をいう。

(3) 公表 知事が行う環境影響評価図書のインターネットの利用による公表をいう。

(4) 縦覧等 知事が行う縦覧対象図書の縦覧、閲覧及び貸出しをいう。

(公表の許諾等)

第3 事業者は、環境影響評価図書を提出するときは、環境影響評価図書の公表に係る許諾書（様式第1号。次項において「許諾書」という。）を併せて提出しなければならない。

2 事業者は、環境影響評価図書に事業者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物（測量法（昭和24年法律第188号）第29条又は第43条の規定による承認を要するもの（次項において「測量成果」という。）を除く。）が含まれるときは、当該著作物の著作権者が公表について許諾するかどうかを確認し、その結果を踏まえ、許諾書を作成しなければならない。

3 知事は、環境影響評価図書に測量成果が含まれるときは、公表に係る測量法第29条又は第43条の規定による承認の手続を行うものとする。

(公表の方法)

第4 公表は、その許諾を得られなかった部分を除き、環境影響評価図書を県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

(縦覧対象図書の閲覧)

第5 知事は、条例第4条の5、第8条、第16条、第22条又は第31条の4（条例第40条第1項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧対象図書の縦覧期間満了後においても、当該縦覧対象図書を閲覧に供するものとする。

(縦覧等の日)

第6 次の(1)から(3)までに掲げる日（第13において「休日」という。）には、縦覧対象図書の縦覧等はできない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 縦覧等の時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(閲覧等の場所)

第7 縦覧対象図書の閲覧又は貸出しを行う場所は、条例第4条の5、第8条、第16条、第22条又

は第 31 条の 4（条例第 40 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により当該縦覧対象図書を縦覧に供している場所又は縦覧に供した場所とする。

（縦覧者等の心得）

第 8 縦覧対象図書の縦覧若しくは閲覧をする者又は貸出しを受ける者は、次の(1)から(4)までに掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦覧対象図書の取扱いを丁重にすること。
- (2) 縦覧対象図書を転貸しないこと。
- (3) 縦覧対象図書を複製するときは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 30 条に定めるところに従い、私的使用目的に限ること。
- (4) 縦覧対象図書を縦覧若しくは閲覧に供する場所又は貸出しを行う場所を管理する者（以下「縦覧場所等を管理する者」という。）の指示に従うこと。

（縦覧等の制限）

第 9 縦覧場所等を管理する者は、第 8 の規定に違反した者に対して、縦覧若しくは閲覧を停止し、若しくは禁止し、又は貸出しを中止することができる。

（縦覧対象図書の紛失等に係る弁償）

第 10 縦覧対象図書を紛失し、又は著しく汚損した者は、速やかに、紛失（汚損）届（様式第 2 号）を知事に提出し、現品又は相当の対価でこれを弁償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、弁償免除申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

（縦覧又は閲覧の手続）

第 11 縦覧対象図書の縦覧又は閲覧をしようとする者は、縦覧（閲覧）簿（様式第 4 号）に、住所及び氏名を記載しなければならない。

（貸出しの申込）

第 12 縦覧対象図書の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書（様式第 5 号）を縦覧場所等を管理する者に提出しなければならない。

2 前項の貸出申込書を提出するときは、運転免許証、健康保険証、国民健康保険証その他の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を確認できる書類を提示しなければならない。

（貸出期間）

第 13 縦覧対象図書の貸出期間は、次の(1)及び(2)に定める期間とする。ただし、再度貸出申込書を提出することを妨げない。

- (1) 縦覧対象図書が縦覧に供されている期間の当該縦覧対象図書 貸出日から貸出日の翌々日（同日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）まで
- (2) (1)以外の縦覧対象図書 貸出日から 1 週後の日（同日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）まで

（貸出しの決定）

第 14 縦覧場所等を管理する者は、貸出申込書の提出があり、貸出申込状況及び縦覧対象図書の保管部数を勘案して適当と認めるときは、貸出票（様式第 6 号）を交付し、貸出しを行うものとする。ただし、縦覧場所等を管理する者は、必要と認めるときは、貸出申込書に記載された貸出期間を短縮して貸出しを行うことができる。

（返却の手続）

第 15 縦覧対象図書の貸出しを受けた者は、第 13 の(1)及び(2)に掲げる貸出期間内に、貸出しを受けた縦覧対象図書を縦覧場所等を管理する者に返却し、紛失又は汚損の有無の確認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成11年7月21日から施行する。
- 2 平成10年10月21日前に長野県環境影響評価指導要綱（昭和59年長野県告示第5号）第10条又は第16条の手続を経た準備書又は評価書で、当該準備書又は評価書を縦覧に供した者が、保存部数その他の事情を勘案して指定したものについては、当該指定した者が管理する場所においては、この規程（附則2を除く。）は適用しない。

附 則

この規程は、平成21年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の長野県環境影響評価図書の公表等に関する規程第3の規定は、この規程の施行の日以後に公告する環境影響評価図書について適用し、同日前に公告した環境影響評価図書については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月25日から施行する。

(様式第1号 第3関係)

環境影響評価図書の公表に係る許諾書

年 月 日

長野県知事 様

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価図書のインターネットの利用による公表について、次のとおり許諾します。

1 環境影響評価図書の名称

2 許諾状況

(1) 全て許諾

(2) 一部許諾

不許諾部分	著作権者	不許諾理由

(様式第2号 第10関係)

紛失（汚損）届		年 月 日
長野県知事 様	住所 氏名	〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕
下記のとおり、縦覧対象図書を紛失（汚損）しましたので、届け出ます。		
記		
1 縦覧対象図書の名称		
2 貸出年月日	年 月 日	
3 紛失（汚損）年月日	年 月 日	
4 紛失（汚損）の状況		

(様式第3号 第10関係)

弁償免除申請書		年 月 日
長野県知事 様	住所 氏名	〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕
紛失（汚損）した縦覧対象図書の弁償を下記の理由により免除してください。		
記		
弁償免除申請の理由		

(様式第4号 第11関係)

縦覧（閲覧）簿				
縦覧（閲覧） 年月日	縦覧対象図書の名 称	住所	氏名	備考

(様式第 5 号 第 12 関係)

貸 出 申 込 書	
縦覧場所等を管理する者 様	年 月 日
	住所 氏名 〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 連絡先 電話番号
<p>長野県環境影響評価図書の公表等に関する規程第 12 第 1 項の規定により、下記のとおり、縦覧対象図書の貸出しを受けたいので申し込みます。</p>	
記	
1 縦覧対象図書の名称	
2 貸出期間	日 (週)
(1) 貸出年月日	年 月 日
(2) 返却年月日	年 月 日

(様式第 6 号 第 14 関係)

貸 出 票	
申込者 様	年 月 日
	縦覧場所等を管理する者
<p>長野県環境影響評価図書の公表等に関する規程第 14 の規定により、下記のとおり、縦覧対象図書を貸し出します。</p>	
記	
1 縦覧対象図書の名称	
2 貸出期間	日 (週)
(1) 貸出年月日	年 月 日
(2) 返却年月日	年 月 日
3 遵守事項	
(1) 縦覧対象図書の取扱いを丁重にすること。	
(2) 縦覧対象図書を転貸しないこと。	
(3) 縦覧対象図書を複製するときは、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 30 条に定めるところに従い、私的使用目的に限ること。	
(4) 貸出期間内に、貸出しを受けた縦覧対象図書を縦覧場所等を管理する者に返却し、紛失又は汚損の有無の確認を受けること。	
(5) 縦覧対象図書を紛失し、又は著しく汚損したときは、速やかに紛失 (汚損) 届を知事に提出し、現品又は相当の対価でこれを弁償すること。	
(6) その他縦覧場所等を管理する者の指示に従うこと。	